

令和2年度

# 屋久島町会計年度任用職員募集要項

【観光まちづくり課】

## 1 受付期間

令和2年2月10日（月）～令和2年2月25日（火）

※土日、祝日を除く。郵送の場合は必着です。

## 2 募集人数及び職務内容

職 種	募集 人数	主な職務内容
木工クラフトインストラクター (屋久杉自然館)	1	屋久杉自然館クラフト室インストラクター業務 屋久杉自然館オリジナルグッズの製作業務 屋久杉自然館クラフト室内の備品の維持管理 屋久杉自然館本館・別館の運営業務

※募集人数は、職の設定状況等により変更になる場合があります。

## 3 勤務条件

任用期間	令和2年4月1日～令和3年3月31日
勤務日	シフト制 月20日
勤務時間	8:30～17:15 ※休憩時間60分あります。 7時間45分/日
休日	休館日(第一火曜日・年末年始 12/29～1/1)及び月10日
勤務場所	屋久島町屋久杉自然館
給与	165,700円～
諸手当	通勤手当(通勤距離に応じて変動あり) ※その他、一定の要件を満たした場合、各種手当を支給します。
社会保険等	地方公務員等共済組合
災害補償	公務災害補償が適用されます。
休暇	任用期間等に応じて年次有給休暇を付与するほか、条例等の定めるところにより、 病気(無給)・介護(無給)・結婚・忌引・夏季休暇等の付与があります。
服 務	会計年度任用職員は、一般職の地方公務員であり、地方公務員法の服務に関する各 規定が適用されます。 ※地方公務員法第38条『営利企業への従事等の制限』は適用されません。
そ の 他	・給与等支給日 毎月21日

## 4 受験資格

木工クラフトの技術を有すること。なお、応募にあたり、地方公務員法第16条の規定に基づき、以下に該当する方の受験はできません。

- ・禁錮刑以上の刑に処せられ、その執行を終えるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人
- ・屋久島町職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない人
- ・日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その団体を結成し、又はこれに加入した人

※地方公務員法が改正された場合は、その定めるところによります。

※外国籍の方も受験できます。ただし、合格した場合でも、任用日において就労が制限される在留資格の方は任用されません。

## 5 試験方法

面接日	書類選考、個別面接 事前に書類選考を行い、勤務条件と合致した方のみ、令和2年3月4日（水）までに面接日時等を連絡します。
試験内容	主として識見、職務適正、コミュニケーション能力等を評価します。

## 6 面接及び合格発表の日時・場所

面接日	令和2年3月9日（月）～令和2年3月23日（月）
面接場所	屋久島町役場 本庁舎
合格発表	令和2年3月下旬に合格者に通知します。 ※合否結果について、電話による問い合わせにはお答えできません。

## 7 応募の方法

提出書類	本町指定の申込書又は市販の履歴書（3か月以内の顔写真の貼付が必須） ※申込書は、役場本庁の各担当課と各出張所で配付します。また町ホームページからもダウンロードできます。 ※市販の履歴書にて申し込む場合は、希望する職種を書面に記入しておいてください。
提出期間	令和2年2月10日（月）～令和2年2月25日（火）の間
提出方法	以下のいずれかによる。 ①役場本庁、各出張所に持参する。 ②郵送する。（郵送の場合は、提出期間内に必着とする。） ③メールによる提出 記入した申込書又は履歴書をPDF（カラー）に加工したもの
申込先	【郵送の場合】 〒891-4207 熊毛郡屋久島町小瀬田849番地20 屋久島町役場観光まちづくり課 観光推進係 屋久杉自然館担当 宛て 【メールの場合】 kankou@town.yakushima.kagoshima.jp

## 8 個人情報の取り扱いについて

申込書及び履歴書に記載された個人情報については、屋久島町会計年度任用職員に係る採用試験及び任用手続きに必要な範囲内で利用します。

## 9 申込から採用まで

①申込書又は履歴書を提出 ⇒⇒ ②受付期間終了後、書類選考を行い、募集条件と合致した方のみ面接日時等を連絡 ⇒⇒ ③観光まちづくり課長による面接試験を実施 ⇒⇒ ④合格発表後に採用となった場合、指定された初日に「任用通知書」を交付し、勤務開始  
・採用は、令和2年4月1日の予定です。

## 10 その他

- (1)この募集は、令和2年度予算が成立することを前提とした募集内容となっております。募集開始時点では令和2年度の予算は成立しておりません。今後の状況により、今般の募集内容が変更になる可能性があることをご了承のうえ、お申し込みください。
- (2)地方公務員法の規定に基づき、採用はすべて条件付のものとし、採用後1か月間を良好な成績で勤務したときに会計年度職員として正式採用となります。
- (3)任用期間は、1会計年度になりますが、実地能力の実証の結果、再度任用・任期更新することが可能となっています。

### 【問い合わせ先】

屋久島町役場 観光まちづくり課

観光推進係 屋久杉自然館担当

〒891-4207

熊毛郡屋久島町小瀬田849番地20

TEL 0997-43-5900 (内線236)

FAX 0997-43-5905